

真和志村、小塚村、読谷村、中城村その他の関係町村の住民は恐怖と不安におののいている。従つて強制立退が「死の宣告」と断するまでに至り「立退絶対反対」の血の叫びを訴え憂慮すべき事態を惹起しつつある。

三、アメリカ政府の不当なる土地取上の処置は、世界人権宣言及び国連憲章に明記された基本的人権を擁護すべしとの趣旨に反するので院の議決により、左のとおり要請する。

1 一九五二年十一月一日公布された布令第九十一号、一九五三年四月三日公布された布令第九十九号、一九五三年四月四日公布された布令第一百十号を廃止すること。

2 講和条約発効後における土地の取上げに関しては、吾々は容認できない。

3 住民の自由に表明せる意志に反して、土地取上げの強権発動をせざることを。

4 講和条約発効前の軍用地に対しては住民の財産権を尊重し、一九五三年三月二十三日公布された布令第九十号を廃止し、契約によることなく速かに適当な賠償をしていただきたいこと。

琉球列島米国民政府副長官
オグデン少将 殿

決議第十六号（一九五三年九月二十八日決議）
琉球政府立法院は、ここに次の通り決議する。

軍用地に関する要望決議

軍用地問題の処理については、軍民共に共通の重大問題として、適正な解決を要望し、更に立法院においても、布令第九十一号第一〇五号、第一〇九号及び第一一〇号の改廃を訴えて、軍民離間と反米感情を激成せぬよう、万全の処置を持つて貰いたいことを要望したのであります。依つてオグデン副長官も、我々の意思を尊重されて、或は政府土地委員の任命となり、あくまで住民の意志に添う旨を明言された結果、軍使用未解地の解放、布令一〇九号の強権発効の停止等、幾分明るい見通しの下に我々に希望と期待とを与えた事もまた事実である。

然るに九月二十一日のオグデン副長官の声明は「一九五二年四月二十八日以降の土地賃貸契約の迅速なる締結を図るために、土地収用令の発効を用意している」旨

の一括払の問題を採り上げ、これが恰も琉球住民の希望であるかの如き印象を与えることは、住民に大きな衝撃を与え、米国の土地政策に対する住民の不信と、不満は、今は抑え得べくもないものとなつてゐる。

民主主義を確立し、共産主義の浸透を防ぐ上からも、この軍用地問題の円満解決は必要である。

よつて琉球住民の意志を代表する琉球政府立法院は、住民の生存権の確保財産権尊重の立場から、左記要望事項を決議し、これがすみやかなる実現をアメリカ合衆国大統領、同上院議長、同下院議長、同上院外交委員長、同國務長官、同陸軍長官、琉球列島米国民政府長官及び同副長官に請願するものである。

記

一、アメリカ合衆国政府による土地の買上または永久使用、地料の一括払は、絶対に行わないこと。

二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基き要求額に基いてなされ、かつ評価及び支払額は、一年毎になされなければならない。

三、アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと。

四、現在アメリカ合衆国の軍隊の占有する土地は、早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

一九五四年四月三十日

琉球政府立法院決議

決議第十一号

土地の強制収用に對する請願決議

軍用地問題は沖繩における最も基本的な而も住民の日常生活に直結する問題であつて、これが基本的な解決なくしては、住民の生活を維持し、これを全うすることは望み得ない。従つて当院においては、再三に亘り使用料の適正と一方的強制的収用の是正とを軍当局に要望してきたのである。

然し乍らこれに対しては、軍当局の正式な回答もなく、また充分なる考慮も払われなくして今日に至つた。土地の収用は依然として行われ住民の生活は破綻に類して

を明かにし住民に絶大な衝撃を与えた結果、軍用地問題を再び紛糾と混乱に陥れるものでありまして、本問題解決のために努力を続けてきた立法院の甚だ遺憾とするところであります。依つて軍用地問題の処理については、和解と信頼の下にあくまでも軍と地主の理解と合意による解決策を樹立し、いささかも軍民離間の悔を残さぬよう、左記の事項を訴えて、善処方を要望致します。

記

一 現に使用中の土地に関する契約は、住民の自由意志によるものとし、強制の措置は避けられない。

一、軍用地代はあくまで軍民合意を前提として適正な地代を決定されたい。

一九五三年九月二十八日

琉球政府立法院議長 護 得 久 朝 章

陸軍少将 ダビド、エイ、オグデン 殿

軍用地処理に関する請願決議

現在沖繩においてアメリカ合衆国軍隊の使用する土地の総面積は、四二、四二四、五千エーカー（五一、九三三、一〇三坪）（軍発表）に達し、沖繩の総面積の一四パーセント、耕地面積の四一・二パーセントを占めているが、これに対する使用料は、極めて低廉であり、これを地主の要望額と比較した場合、別表に示す如く僅かにその九分の一にすぎない。農耕地を収容されて生活の基礎を失つた農民にとつて、斯かる低廉な使用料は、最低生活を維持するには遙かに遠く、住民の窮乏は、言語に絶するものがある。

また、アメリカ合衆国軍隊によつて与えられた財産の損害は、現在判明しているだけでも別表に明らかな如く莫大な額に達しているが、これに対して何らの保障もなされず、被害者の切実な陳情も顧みられない状態にある。而も現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地のうちには、現に使用されていない土地が少なからず存在するにもかかわらず、新たな土地の収用は依然として住民の意志を考慮することなく、而も強制的に行われており、住民のこれに対する不安は、計り知れないものがある。

かかる時に當つて、アメリカの議会が、更に沖繩の土地の買上と永久使用、地料の即ち七月十四日と同日二十一日の再度に亘る指令においては、宜野湾村伊佐、喜友名、安仁屋、新城四ヶ部落百五戸（二千三百四一人）所有の田約十四万坪と伊佐部落二十二戸（百三十人）明渡し及び真和志市字銘苅、古島、真嘉比三ヶ部落の田約十五万坪五十戸の明渡しが要求され、更に八月十一日には三和村喜屋武四十二戸（二百四十名）所有の約一万坪に対し農作物撤去の指令が出されている。これらの収用によつて関係地主は殆ど土地を失ひ、生活を破壊される破目に追い込まれる。

すでに、さきに土地を取り上げられた各部落の実情が証明しておりその故また住民の不安と恐怖も一方ならぬものがあり、土地収用に對する住民の反対なる感情の問題として片付けられない理由がある。今日の沖繩において土地を失ふことは、農民にとつては死刑の宣告を受けたことにも等しいという事を軍当局は理解していただきたい。かかる現状にあつて土地の収用が強行されるならむしろそれは軍用地問題の円満解決を阻むものである。軍民の離間の助けになるものに外ならない。

よつて本問題の円満解決を年来の責務として住民の福祉と安寧に努めてきた琉球政府立法院は茲に前記指令の撤回と將來における強制的収用の撤廃とを琉球列島米国民政府副長官に要望し、これがすみやかなる解決を併せて請願するものである。

一九五四年八月三十日

琉球政府立法院決議第十五号（一九五四年九月十五日決議）

軍用道路による漬地の補償に関する要望決議

現在沖繩において軍用道路として使用されている土地総面積は一、八八一、九六二坪となつておりますが、これに対しては講和条約の発効前後を問はずこれまで何等補償がなされておられません。

一九五二年三月十九日付の民政官書簡軍使用地の地代について、二B(3)によれば使用目的が道路であると否とに拘らず、軍用地域内にある私地に対しては、軍が借地代を支払い「ガリオア資金による公道については当該道路に必要な土地を新たに獲得し、これを財政的に決済するのは琉球政府の責任である」とされております。そのうち道路を除く軍用地に対しては、現在地代の支払がなされつつありますが独